

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の開催について

令和4年8月15日
関係省庁申合せ
令和4年9月1日
一部改正
令和5年4月1日
一部改正

1 「旧統一教会」（現在は世界平和統一家庭連合）について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、法務大臣の主宰により、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」と言う。）を開催する。

2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	法務大臣
議長代理	法務事務次官
構成員	内閣官房孤独・孤立対策担当室長
	警察庁生活安全局長
	消費者庁次長
	こども家庭庁支援局長
	総務省大臣官房地域力創造審議官
	総務省行政評価局長
	法務省人権擁護局長
	法務省大臣官房司法法制部長
	外務省領事局長
	文部科学省初等中等教育局長
	厚生労働省社会・援護局長

3 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

4 連絡会議及び幹事会の庶務は、法務省人権擁護局において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。